

阿見町指定給水装置工事事業者 申請時必要書類(新規・更新)

※令和元年10月1日より、水道法の一部が改正され、指定給水装置工事事業者の有効期間が5年間となり、**5年ごとに更新が必要**になりました。更新年度の事業者には事前に通知をいたします。更新申請時は確認事項調査票等が追加で必要になります。

◆申請様式

- 様式第1 指定給水装置工事事業者指定申請書 **※表、裏の2枚組**
- 様式第2 誓約書
- 様式第3 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
- 様式第4 機械器具調書
 - ・器具の口径、圧力等の適用範囲を記載してください。
 - ・下記の器具類は必ず記載してください。
 - 切断用の機械器具(金切りのこ等)
 - 加工用の機械器具(やすり、パイプねじ切り器等)
 - 接合用の機械器具(トーチランプ、パイプレンチ等)
 - 水圧テストポンプ
- (更新)確認事項調査票
 - ・講習の受講実績の有無は問いません。

◆別途用意する書類

- 給水装置工事主任技術者免状、または主任技術者証の写し
- 主任技術者の雇用を証明する書類の写し(源泉徴収票、保険証等)
- 従業員名簿(役職、技術者を明記してください。)
- 事業所の位置図(事業所周辺の詳細図)
- 事業所概観の写真(外観、事務所内、資材置き場等)
- 近隣の水道事業体の指定を受けている場合は、各指定証の写し(3枚程度)
- (法人)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- (法人)定款の写し
 - ・原本の写しに相違ない旨と日付、社名、代表者名を明記してください。
- (個人)住民票、または外国人登録証明書の写し
 - ・個人番号(マイナンバー)が記載されていないものをご用意ください。
- (更新)阿見町給水指定工事店証

- ※・新規、更新の申請時に手数料として2,000円(非課税)をいただきます。**
郵送申請の場合は受理後に納入方法(振込先等)の案内文を送付いたします。
 - ・下記の書類に社印、代表者印等を押印してください。
様式第1、様式第2、様式第3、従業員名簿、定款の写し
 - ・各申請書類に記載した内容が最新の情報であることを確認してください。
 - ・各申請書類で役員、技術者、住所等が整合していることを確認してください。